

## 「総合的な学習の時間」ティーチャーズ・マニュアル（6.27）

1. 日 程：6月27日（木）5限目 各HR 担任・副担任のチーム・ティーチング
2. 本時の目標：1）新聞や雑誌の記事を読み、「女性の職業」について考える。  
2）グループ内で意見を出し合い、協力して作業を進めることができる。
3. 準備する物：1）クリアファイル（A4サイズ）全員分  
2）ワークシート（04）「女性第1号」は誰？  
3）新聞記事「はとバス」・雑誌記事「新幹線車掌」
4. 展 開：  
1）ワークシート（04）を配布し、**わかるかな？** をやらせる。答えの確認をする。

### わかるかな？

次の職業・地位の女性は日本で今までにいたでしょうか？

いると思うものに○、いないと思うものに×を（ ）に記入しましょう。

- (○) 1 天皇 推古天皇を始めとして8人いるそうです。
- (×) 2 総理大臣 まだいません。
- (○) 3 最高裁判事 1994年高橋久子さんが66歳の時に細川首相に任命された
- (○) 4 県知事 堂本暁子（千葉県）太田房江（大阪府）潮谷義子（熊本県）の3人います。
- (×) 5 ノーベル賞受賞者 まだいません。
- (○) 6 大学学長 1997年奈良女子大学長に女性で初めて丹羽（にわ）雅子氏就任。
- (○) 7 プロ野球選手 1950年代に女子プロ野球チームが20もありました。
- (○) 8 宇宙飛行士 1994年向井千秋さんが日本人女性初スペースシャトル搭乗。

- 2）新聞・雑誌記事を配布し、ワークシートの1と2を指示に従ってすすめる。

### 1 新聞と雑誌の記事を読んで答えましょう。

#### Q1 読売新聞の記事に、どんなタイトルをつけますか？

「初の女性運転手 『はとバス』に誕生」 内容がほぼ同じであればOK。

#### Q2 non・no の記事は、なぜ記事として採用されたと思いますか？

- ・新幹線の車掌は女性が少なく、まだ珍しいから記事になった。
- ・「女性がこんな仕事もしているの?!」という偏見をなくそうと、広く知らせるため。
- ・法律が改正されて、以前は不可能だったことが可能になったということを広く知らせるため。

### 2 「女性第1号」となった人や、「女性の少ない仕事」を選んだ人たちは、どんな気持ちでそうしたのでしょうか？ あなただったらどう考えますか？

自由な記述でOK。

答えを何人かの生徒に尋ね、その考え方をクラスで共有する。

- 3）ブレインストーミング（グループワークによる）

- ・各グループごとに集まり、ワークシートの3を指示通り進めさせる。
- ・班長に進行役をさせる。
- ・グループ内で気軽に発言できるような和やかな雰囲気をもたせる。
- ・なるべく沢山のアイデアを出すことが目標なので、グループ間でその数を競わせても良い。

- 4）ワークシート（04）を提出。

新聞・雑誌のコピーはクリアファイルに入れる。

クリアファイルは生徒各自保管でもクラスでまとめて保管でもどちらでも可。

評価：ワークシート（04）の内容を評価しコメント記入（担・副）

## 「総合的な学習の時間」ティーチャーズ・マニュアル（7.15）

1. 日 程：7月15日（月）1限目 各HR 担任・副担任のチーム・ティーチング
2. 本時の目標：1）「女性の職業第1号」について調べる分担を決める。  
2）改正男女雇用機会均等法について知る。
3. 準備する物：1）クリアファイル（A4サイズ）全員分  
2）ワークシート（05）「女性第1号」は誰？（その2）
4. 展 開：すべてグループワークでお願いします。  
1）ワークシート（05）を配布し、1.「女性第1号をさがせ」をやらせる。  
最大15分程度で分担を完了させる。他のグループと同じものになってかまわないが、グループ内では全員違うものを調べてくることにする。夏休みの宿題になります。  
☆2学期の「総合的な学習の時間」に、調べた結果をグループでまとめ、レポートとして提出してもらうことを連絡しておいてください。

### 2) 2. 「改正男女雇用機会均等法」について知ろう！ 正解は次の通りです

(1) 少し難しい話になりますが・・・  
1986年4月に「男女雇用機会均等法」が施行されました。その後、1999年4月に「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。何がどう改正されたと思いますか？  
次の表の①～⑥に入れるのに適当なものを下から選んで記入してみましょう。

内 容		法 律	
		1986年 「男女雇用機会均等法」	1999年 「改正男女雇用機会均等法」
男女の差別 禁 止	募集・採用	① 努力義務	④ 禁止
	配置・昇進	② 努力義務	⑤ 禁止
女性のための募集・配置		③ 適法	⑥ 原則として禁止
セクシャル・ハラスメント		規定なし	事業主の配慮義務

- ※③と⑥に注意。「女性のための募集や・配置」は差別になるとして、原則禁止になりました。但し、男女間の差を是正する場合には違反にはならない。  
※1999年（平成12年）の「高卒用求人票」から（男子・女子・不問）の欄が消えました。【資料】

(2) 改正男女雇用機会均等法のもと、「一方の性のみを示す職種名」での求人募集が原則として禁止になりました。それでは、次の職種の募集はどう変わったのでしょうか？

ア) カメラマン募集	(撮影スタッフ募集)
イ) スチュワーデス募集	(客室乗務員、フライトアテンダント募集)
ウ) 看護婦募集	(看護婦、看護師募集)

※今年から（看護師募集）です

- ※例外は  
(a)俳優、モデル等、芸術芸能分野で、一方の性でなければならない職業  
(b)守衛、警備員等、防犯上、男性が必要な職業  
(c)宗教（神父、巫女）、風紀上（女性更衣室係員、エステティシャン）その他業務の性質上（ホスト、ホステス、レースクイーン）、一方の性に従事させる必要がある職業

- 3) ワークシート（05）を提出。  
クリアファイルは生徒各自保管でもクラスでまとめて保管でもどちらでも可。

評価：ワークシート（05）の内容を評価しコメント記入（担・副）  
夏休み前に生徒に返却する

## 「総合的な学習の時間」ティーチーズ・マニュアル（9.12）

1. 日 程：9月12日（木）5限目 各HR 担任・副担任のチーム・ティーチング
2. 本時の目標：1)「女性の職業第1号」について調べてきたことをまとめる。  
2) グループ発表できることと、発表をよく聞くことができる。
3. 準備する物：1) クリアファイル（A4サイズ）  
2) ワークシート（06）「女性第1号」は誰？（その3）
4. 展開：すべてグループワークでお願いします。
  - 1) ワークシート（06）を配布。
    - ・ 班長に進行役をさせる。
    - ・ グループ内で一人ずつ報告させ、それを一覧にまとめさせる。
    - ・ 口頭発表だけではまとめられないので、調べてきた資料をみんなに見せながら報告させる。
    - ・ 調べてきた資料が多いときには、重要な点だけをワークシートにまとめるよう指導する。
    - ・ 調べてきた資料は各自のファイルに保存させる。

☆調べてきた件数が少ない場合には、それを最大限にとりあげて進めてください。
  - 2) グループごとに発表する。
    - ・ 発表順は適当に。
    - ・ 各グループの発表時間は約2分。
    - ・ 発表をやじったりしないで、静かに真剣に聞くように指導する。
    - ・ 進行・タイムキーパーは教師が担当する。
  - 3) ワークシート（06）を提出。
5. 評価：ワークシート（06）の内容を評価しコメント記入（担・副）

※クリアファイルは生徒各自保管でもクラスでまとめて保管でもどちらでも可。